

議案第64号 説明資料

幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町印鑑登録及び証明に関する条例 (昭和52年 3 月 25 日 条例第 2 号) 第 1 条～第 6 条 略 (印鑑登録原票) 第 7 条 町長は、第 4 条の規定により登録の申請を受理したときは、印鑑登録原票に登録しようとする印鑑を押印し、所定の事項を記載してこれを保管しなければならない。 第 8 条～第 11 条 略 (印鑑登録証明の申請) 第 12 条 印鑑登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて町長に申請しなければならない。 (印鑑登録証明) 第 13 条 町長は、前条の申請を受理したときは、印鑑登録原票の写しを作成し交付する。	○幕別町印鑑登録及び証明に関する条例 (昭和52年 3 月 25 日 条例第 2 号) 第 1 条～第 6 条 略 (印鑑登録原票) 第 7 条 町長は、第 4 条の規定により登録の申請を受理したときは、印鑑登録原票に登録しようとする印鑑を押印し、所定の事項を記載してこれを保管しなければならない。 <u>2 前項の印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる。</u> 第 8 条～第 11 条 略 (印鑑登録証明の申請) 第 12 条 印鑑登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて町長に申請しなければならない。 <u>(印鑑登録証明書の交付)</u> 第 13 条 町長は、前条の申請を受理したときは、印鑑登録原票の写し <u>(第 7 条第 2 項の規定により磁気ディスクにより調製された印鑑登録原票に登録している印影をプリンターで打ち出し、氏名、生年月日及び住所を記載したものを含む。以下「印鑑登録証明書」という。)</u>を作成し交付する。 <u>2 前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を使用して、多機能端</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
第14条～第17条 略	<u>末機（本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u> 第14条～第17条 略